知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定（概要）

総務部人事局企画厚生課

■改正の理由

・　特別職のうち監査委員、人事委員会の委員及び教育長の給料について、一般職との均衡を考慮し、給料の減額の割合をそれぞれ改める。

■改正の内容

・　平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間における給料の減額の割合を、次のとおり改める。

　給料の減額

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 給　料　の　減　額　の　割　合 |
| 改　　正　　後 | 改　　正　　前 |
| 監査委員（常勤のみ） | 100分の4 | 100分の14 |
| 人事委員会の委員（常勤のみ） | 100分の4 | 100分の14 |
| 教　　育　　長 | 100分の4 | 100分の6 |

■施行期日

・　公布の日（平成27年４月１日から適用）。

■政策アセスメント・制度間調整

　・　財政課と調整済み。